

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

道人事委員会規則

○勤務条件についての措置の要求に関する規則	1
○行政手続における押印等の見直しに伴う北海道人事委員会規則の整備に関する規則	5
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	11
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	11
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	11
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	12
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	12
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	12
○北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	13
○北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	13

道人事委員会訓令

○北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令	13
○北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	13

道人事委員会告示

○へき地学校及びその級別の指定の一部改正	14
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正	14
○準特地部局の指定の一部改正	14
○勤務条件に関する措置の要求規則による審査等に関する様式の指定の廃止	14
○職員の任用の方法及び手続に関する規則施行規程の廃止	15
○聴聞の手続に必要な申請書等の様式の廃止	15
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則による審査の請求の手続に必要な審査請求書その他の書面の様式の指定の廃止	15
○不利益処分についての審査請求に関する規則による審査請求の手続に必要な書面の様式の指定の廃止	15

道 人 事 委 員 会 規 則

勤務条件についての措置の要求に関する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

北海道人事委員会規則11-26

勤務条件についての措置の要求に関する規則

勤務条件に関する措置の要求規則（北海道人事委員会規則11-0）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 措置要求（第3条-第11条）
第3章 代表者及び代理人（第12条-第14条）
第4章 審査長及び審査補助員（第15条・第16条）
第5章 審査（第17条-第22条）
第6章 判定（第23条-第26条）
第7章 雑則（第27条-第29条）
第8章 補則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第8項及び第48条の規定に基づき、法第46条の規定による要求（以下「措置要求」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要求者 措置要求をする者をいう。
- (2) 当局 措置要求事項について権限を有する地方公共団体の機関をいう。
- (3) 当事者 要求者及び当局をいう。
- (4) 審査員 人事委員会が措置要求の審査を行う場合における人事委員会の委員をいう。

第2章 措置要求

（措置要求）

第3条 措置要求は、措置要求書正副2通を人事委員会に提出してしなければならない。

2 措置要求書には、次に掲げる事項を記載し、要求者が記名しなければならない。

- (1) 要求者の所属、職名、氏名、生年月日、住所、文書の送達を受けるべき場所、郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。以下同じ。）
- (2) 措置要求事項

- (3) 措置要求をしようとする理由
- (4) 要求者又は要求者の属する職員団体が措置要求事項について既に当局と交渉（法第55条第11項の不満の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。）を行った場合には、その交渉経過の概要
- (5) 措置要求の年月日
- 3 措置要求書には、必要と認める資料を添付することができる。
- 4 措置要求は、代理人によってすることができる。この場合においては、措置要求書には第2項に掲げる事項のほか、代理人の氏名、住所、職業、文書の送達を受けるべき場所、郵便番号及び電話番号を記載し、要求者の記名に加え、当該代理人が記名するとともに、代理人の資格を証明する書面を措置要求書に添付しなければならない。
- 5 第2項第1号又は前項の規定により措置要求書に記載した事項に変更を生じた場合には、要求者は、速やかに、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（以下「書面等」という。）で、人事委員会にその旨を届け出なければならない。
- （措置要求書の調査及び補正）
- 第4条** 人事委員会は、措置要求書が提出されたときは、その記載事項並びに添付資料及び書面の内容について調査し、措置要求書に不備の点があって補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、その補正を命じるものとする。ただし、不備の点が軽微なものであって措置要求の受理に影響がないものであるときは、人事委員会は、職権でこれを補正することができる。
- （措置要求の受理又は却下）
- 第5条** 人事委員会は、前条の規定による調査の結果により、その措置要求を受理し、又は却下するものとする。この場合において、次に掲げる措置要求については、却下するものとする。
- (1) 措置要求をすることができない者によってされた措置要求
- (2) 法第46条に規定する勤務条件に該当しないことが明らかな事項についてされた措置要求
- (3) 法第55条第3項に規定する地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項に該当することが明らかな事項についてされた措置要求
- (4) 既に実現されている事項又は実現不可能であることが明らかな事項についてされた措置要求
- (5) 前条の規定による補正命令に従った補正がされない措置要求
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた措置要求で不備の点を補正をすることができないもの
- （措置要求の受理又は却下の通知）

- 第6条** 人事委員会は、前条の規定により措置要求を受理すべきものと決定したときは、当事者にその旨を通知するとともに当局に措置要求書の副本を送付するものとし、措置要求を却下すべきものと決定したときは、要求者（次条の規定により当該措置要求を却下すべきものと決定したときは、当事者）にその旨を通知するものとする。
- （受理後の却下）
- 第7条** 人事委員会は、第5条の規定により受理した措置要求が、同条後段の規定に基づき却下すべきものであったことが明らかになったときは、当該措置要求を却下するものとする。
- （交渉の勧奨）
- 第8条** 人事委員会は、適当と認めるときは、第5条の規定により措置要求を受理する前に、当事者に対し措置要求事項について交渉を行うよう勧めるものとする。
- （審査の併合及び分離）
- 第9条** 人事委員会は、必要があると認めるときは、措置要求の審査を併合し、又は分離することができる。
- 2 当事者は、人事委員会に対し、措置要求の審査を併合し、又は分離するよう申し立てることができる。
- 3 人事委員会は、措置要求の審査を併合し、又は分離したときは、当事者にその旨を通知するものとする。
- （措置要求の取下げ）
- 第10条** 要求者は、その事案に関する人事委員会の判定があるまでは、いつでも措置要求の全部又は一部を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による措置要求の取下げは、書面等で、人事委員会に申し出なければならない。
- 3 措置要求の取下げがあったときは、当該措置要求は、初めから係属しなかったものとみなす。
- 4 人事委員会は、措置要求（第5条の規定により受理したものに限る。）の取下げがあったときは、当局にその旨を通知するものとする。
- （審査の打ち切り）
- 第11条** 人事委員会は、係属している措置要求が次に掲げる要件を満たすに至ったときは、当該措置要求の審査の打ち切りを決定するものとする。
- (1) 要求者の死亡、退職、所在不明等により審査を継続することができないとき。
- (2) 当事者間の交渉又は人事委員会のあっせんによる事案の解決、措置要求の事由の消滅等により審査を継続する必要がなくなったとき。
- (3) 要求者が措置要求を継続する意思を放棄したと明らかに認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、措置要求を継続する必要がなくなったことが明らかとな

き。

- 2 人事委員会は、前項の規定に基づき審査の打ち切りを決定したときは、当事者にその旨を通知するものとする。

第3章 代表者及び代理人

(代表者)

第12条 審査の併合に係る事案の要求者（以下この条において「併合に係る要求者」という。）

は、それらのうちから代表者1名を選任し、及び選任した代表者を解任することができる。

- 2 併合に係る要求者が代表者を選任し、又は選任した代表者を解任したときは、書面等でその者の氏名を人事委員会に届け出なければならない。

- 3 人事委員会は、併合に係る要求者が代表者を選任しない場合において、必要があると認めるときは、当該併合に係る要求者に対し、代表者1名を選任するよう命じることができる。

- 4 代表者は、併合に係る要求者のために、措置要求を取り下げをすることを除き、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。

- 5 代表者のした行為は、併合に係る要求者が遅滞なく取り消し、又は訂正した場合は、その効力を失う。

- 6 代表者が選任されている場合には、併合に係る要求者に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りる。

- 7 併合された審査を分離した場合又は併合された審査に新たに他の措置要求の審査を併合した場合は、当該併合された審査に係る代表者は、その地位を失う。ただし、併合された審査を分離した場合においてなお代表者のした措置要求と審査が併合されている措置要求の要求者がその代表者に関し異議を述べないとき又は併合された審査に新たに他の措置要求の審査を併合した場合において当該他の措置要求の要求者が審査を併合することとなった措置要求に係る代表者に関し異議を述べないときは、この限りでない。

(代理人の選任、解任等)

第13条 当事者は、いつでも、代理人を選任し、及び選任した代理人を解任することができる。

- 2 当事者は、前項の規定により代理人を選任したときは、書面で、人事委員会に、その者の氏名、住所、職業、文書の送達を受けるべき場所、郵便番号及び電話番号を届け出なければならない。ただし、第3条第4項の規定により措置要求をした代理人の選任については、この限りでない。

- 3 前項の規定による届出書には、代理人の資格を証明する書面を添付しなければならない。

- 4 第2項の規定により代理人を選任したときに届け出た事項に変更を生じた場合には、当事者又は代理人は、速やかに、書面等で、人事委員会にその旨を届け出なければならない。

- 5 当事者の代理人が2名以上ある場合において、当事者は、主任代理人1名を選任しなけ

ればならない。

- 6 当事者は、前項の規定により主任代理人を選任したときは、書面等で、人事委員会に、その旨を届け出なければならない。届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。

- 7 要求者は、代理人に対して次条第1項ただし書に規定する特別の委任をしたとき、又はその委任を撤回したときは、書面でその旨を人事委員会に届け出なければならない。この場合において、届出書には、委任状その他特別の委任又はその撤回の内容を証明する書面を添付しなければならない。

- 8 要求者は、前2項の規定による届出を措置要求書又は第2項に規定する書面に記載してすることができる。

- 9 当事者は、第1項の規定により代理人を解任したときは、書面等で、人事委員会に、その者の氏名を届け出なければならない。

(代理人の権限)

第14条 代理人は、当事者のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、措置要求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

- 2 代理人のした行為は、当事者が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。

第4章 審査長及び審査補助員

(審査長)

第15条 人事委員会は、審査員のうちから審査長1名を指名するものとする。

- 2 審査長は、その事案の審査を指揮する。

- 3 審査長に事故がある場合は、審査員がその職務を行うものとする。

(審査補助員)

第16条 人事委員会は、事案の審査に関する事務を補助させるため、事務局職員のうちから審査補助員を指名する。

- 2 審査補助員は、人事委員会の指揮の下に、人事委員会を補助するものとする。

第5章 審査

(措置要求の審査の方法)

第17条 措置要求の審査は、書面審理により行うものとする。ただし、人事委員会が特に必要と認めたときは、口頭審理を行うものとする。

- 2 この規則に定めるもののほか、前項ただし書の規定による口頭審理の手続については、不利益処分についての審査請求に関する規則（北海道人事委員会規則11-17）第5章及び第7章の規定の例による。

(意見書)

第18条 人事委員会は、当局に対し、相当の期間を定めて、要求者の主張に対する意見を記載した意見書（以下「当局意見書」という。）の提出を求めなければならない。ただし、

人事委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 当局意見書を人事委員会に提出するときには、正副2通を提出しなければならない。

3 当局は、当局意見書に、必要と認める資料を添付することができる。

4 人事委員会は、当局意見書が提出された場合には、要求者にその副本を送付しなければならない。

5 人事委員会は、要求者に対し、相当の期間を定めて、当局の主張に対する認否及び反論を記載した意見書（以下「要求者意見書」という。）の提出を求めなければならない。

6 第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、要求者意見書について準用する。（主張を記載した書面等の提出）

第19条 人事委員会は、当事者に対し、相当の期間を定めた上、前条第1項又は第5項の規定により記載すべきものとされている事項その他必要と認める事項を示して、これを明らかにした書面の提出を求めることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する書面について準用する。（事実調査）

第20条 人事委員会は、措置要求の審査のために、当事者若しくは当該措置要求に関係のある者を証人として尋問し、又はこれらの者に対し書類若しくはその写しの提出を求め、その他必要と認める事実調査をすることができる。（審査終了の予告）

第21条 人事委員会は、審査を終了させる前に、相当の期間を置いて、当事者に審査の終了予定日を通知するものとする。（あっせん）

第22条 人事委員会は、適当と認めるときは、審査の係属中においても、事案が適切に解決されるように、当事者間をあっせんすることができる。

第6章 判定

（判定）

第23条 人事委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて、速やかに判定を行うものとする。

2 判定書には、次に掲げる事項を記載し、人事委員会の委員が記名押印しなければならない。

(1) 要求者の氏名

(2) 主文

(3) 理由

(4) 判定の年月日

（勧告）

第24条 人事委員会は、判定の結果、必要があると認める場合においては、当局に対し、書

面で必要な勧告をしなければならない。この場合においては、その書面の写しを同時に要求者に送達するものとする。

（判定の送達）

第25条 判定の送達は、判定書の正本を当事者又は当事者の指定する代理人に送付して行う。（判定書の更正）

第26条 人事委員会は、判定書に誤記その他明白な誤りがある場合は、いつでも、更正することができる。

2 判定書の更正は、判定書の原本及び正本に付記してするものとする。ただし、正本に付記してすることができないときは、更正通知書を当事者に送付してするものとする。

第7章 雑則

（文書の送付）

第27条 文書の送付は、使送又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付によって行う。

2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる。

3 公示の方法による送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨を北海道庁の掲示場に掲示してするものとする。この場合において、掲示された日から14日を経過したときに当該文書の送付があったものとみなす。（電磁的記録の送付）

第28条 この規則の規定により電磁的記録の送付を行う場合にあっては、当該電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行わなければならない。

（審査費用）

第29条 審査の費用は、次に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

(1) 人事委員会の委員、事務局長及び審査補助員の旅費並びに人事委員会が職権で呼び出した証人の旅費

(2) 人事委員会が職権でした証拠調べに関する費用

(3) 人事委員会が文書の送付に要した費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、審査及び判定に要した費用で人事委員会が定めるもの

第8章 補則

（雑則）

第30条 この規則に定めるもののほか、措置要求に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後人事委員会に対してされた措置要求について適用する。

行政手続における押印等の見直しに伴う北海道人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則 1－13

行政手続における押印等の見直しに伴う北海道人事委員会規則の整備に関する規則（北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正）

第1条 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則2－45）の一部を次のように改正する。

別表第1第9号を次のように改める。

9 人事委員会規則等の運用についての定め（以下「運用通知等」という。）、訓令及び告示を制定し、重要な改正を行い、又は廃止すること。

別表第2共通事項第2号中「人事委員会規則等の運用について定める通知（以下「運用通知」という。）及び告示等」を「運用通知等、訓令及び告示」に改め、同表個別事項第1号から第3号までを削り、同表個別事項第4号中「苦情相談規則」を「職員からの苦情相談に関する規則（北海道人事委員会規則20－0。以下「苦情相談規則」という。）」に改め、同号を同表個別事項第1号とし、同表個別事項中第5号を第2号とし、第6号から第25号までを3号ずつ繰り上げ、第26号及び第27号を削り、第28号を第23号とし、第29号から第42号までを5号ずつ繰り上げ、同表個別事項第43号中「第13条の2第7号」を「第13条の2第8号」に改め、同号を同表個別事項第38号とし、同表個別事項中第44号を第39号とし、第45号から第51号までを5号ずつ繰り上げ、第52号を削り、第53号を第47号とし、第54号を第48号とし、第55号を第49号とする。

（北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道人事委員会規則の一部改正）

第2条 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道人事委員会規則（北海道人事委員会規則2－46）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

条 例 名	手続等の根拠規定
北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）	第15条第1項、第29条第1項及び第2項並びに第36条

	第1項
北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文

（職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部改正）

第3条 職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則6－0）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条－」を「第10条・」に、「第36条－」を「第36条・」に改める。

第2条中「すべて」を「全て」に改める。

第3条第2項中「又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第2項の規定により読み替えて適用される同法第25条」を削る。

第36条第1項中「者で」を「者であって」に、「者は」を「ものは」に、「その旨を」を「その旨、」に、「とともに書面で」を「を記載した書面を」に、「届け出なければならない」を「提出しなければならない」に改め、同条第3項中「第1項の辞退の届出を受理したとき」を「第1項に規定する書面を受理した場合」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定により辞退の届出」を「第1項に規定する書面」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による書面の提出は、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第37条中「前条第2項」を「前条第3項」に、「辞退の届出」を「書面」に改める。

（職員の定年等に関する規則の一部改正）

第4条 職員の定年等に関する規則（北海道人事委員会規則6－11）の一部を次のように改正する。

第3条中「勤務延長の期限延長承認申請書（別記第1号様式）を」を「人事委員会が別に定める様式により」に、「提出する」を「申請する」に、「当該申請書」を「当該申請」に、「添付する」を「添付して行う」に改める。

第5条中「勤務延長職員の異動承認申請書（別記第2号様式）を」を「人事委員会が別に定める様式により」に、「提出し」を「申請し」に改める。

第7条中「勤務延長の状況報告書（別記第3号様式）」を「人事委員会が別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

（北海道職員等の旅費支給規則の一部改正）

第5条 北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7－6）の一部を次のように改正する。

第6条中「書類」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を加える。

（北海道職員の特務手当の支給に関する規則の一部改正）

第6条 北海道職員の特務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-27）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「特務手当支給実績簿（別記様式）」を「人事委員会が別に定める様式の特務手当支給実績簿」に改める。

別記様式を削る。

（北海道学校職員等の特務手当の支給に関する規則の一部改正）

第7条 北海道学校職員等の特務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-28）の一部を次のように改正する。

第4条中「特務手当支給実績簿（別記様式）」を「人事委員会が別に定める様式の特務手当支給実績簿」に改める。

別記様式を削る。

（北海道地方警察職員の特務手当の支給に関する規則の一部改正）

第8条 北海道地方警察職員の特務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-29）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「特務手当支給実績簿（別記様式）」を「人事委員会が別に定める様式の特務手当支給実績簿」に改める。

別記様式を削る。

（給与の支払監理に関する規則の一部改正）

第9条 給与の支払監理に関する規則（北海道人事委員会規則7-214）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「書類」を「資料」に改める。

（給与の支給に関する規則の一部改正）

第10条 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。

第9条中「扶養親族届（別記第1号様式）」を「人事委員会が別に定める様式の扶養親族届」に改める。

第10条第2項中「扶養手当認定簿（別記第2号様式）」を「人事委員会が別に定める様式の扶養手当認定簿」に改め、同条第3項中「書類」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を加える。

第10条の2第1項中「規定に」を「規定を」に改め、同条第2項中「確認日等を」の次に「前条第2項の」を加える。

第15条第1項中「時間外勤務等命令簿（週外振替整理簿）（別記第3号様式）」を「人事委員会が別に定める様式の時間外勤務等命令簿（週外振替整理簿）」に改め、同条第2項中「時間外勤務手当等整理簿（別記第4号様式）」を「人事委員会が別に定める様式の時間外勤務手当等整理簿」に改める。

第28条の3中「書面で」を削る。

第28条の4中「その理由を明示した書面で、任命権者に対して」を「任命権者に対し、その理由を明示して」に改める。

第28条の5中「書面で」を削る。

第29条の6第2項第6号中「指定された日」の次に「、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第10条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について勤務することを要しない時間を指定された日」を加える。

第34条第2項中「書類」の次に「又は電磁的記録」を加える。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第11条 通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284）の一部を次のように改正する。

第3条中「通勤届（別記第1号様式）」を「人事委員会が別に定める様式の通勤届」に改める。

第4条第2項中「通勤手当認定簿（別記第2号様式）」を「人事委員会が別に定める様式の通勤手当認定簿」に改める。

第7条ただし書中「第9条第1項及び」を「第9条第1項、」に改め、「平成10年北海道条例第21号」の次に「。以下「学校職員勤務時間等条例」という。」を、「含む。）」の次に「及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第9条第7項の規定により読み替えられた学校職員勤務時間等条例第9条第1項」を加える。

第19条第2項中「確認日等を」の次に「第4条第2項の」を加える。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

（宿日直手当に関する規則の一部改正）

第12条 宿日直手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-285）の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条第1項及び」を「第9条第1項、」に改め、「同じ。）」の次に「及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第9条第7項の規定により読み替えられた学校職員勤務時間等条例第9条第1項」を加える。

第4条中「宿日直勤務命令簿（別記様式）」を「人事委員会が別に定める様式の宿日直勤務命令簿」に改める。

別記様式を削る。

（住居手当に関する規則の一部改正）

第13条 住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-354）の一部を次のように改正する。

第3条中「書類」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を加え、「別記第1号様式」を「人事委員会が別に定める様式」に改める。

第4条第2項中「別記第2号様式」を「人事委員会が別に定める様式」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第14条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「書面」の次に「若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を加える。
（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第15条 単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「書類」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を加え、「別記第1号様式」を「人事委員会が別に定める様式」に改め、同条第2項中「書類」の次に「又は電磁的記録」を加える。

第8条第2項中「別記第2号様式」を「人事委員会が別に定める様式」に改める。

第11条第2項中「書類」の次に「又は電磁的記録」を加え、同条第3項中「確認日等を」の次に「第8条第2項の」を加える。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第16条 管理職員特別勤務手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-791）の一部を次のように改正する。

第4条中「管理職員特別勤務実績簿（別記第1号様式）及び管理職員特別勤務手当整理簿（別記第2号様式）」を「人事委員会が別に定める様式の管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

（北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式の例外等に関する規則の廃止）

第17条 北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式の例外等に関する規則（北海道人事委員会規則7-1186）は、廃止する。

（北海道人事委員会傍聴規則の一部改正）

第18条 北海道人事委員会傍聴規則（北海道人事委員会規則11-2）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「年令」を「年齢」に改め、「別記様式による」を削る。

第3条第1号中「えり巻」を「襟巻」に改める。

第5条中「定めるものを除く」を「定めるものの」に改める。

別記様式を削る。

（北海道職員等の分限に関する規則の一部改正）

第19条 北海道職員等の分限に関する規則（北海道人事委員会規則11-3）の一部を次のように改正する。

第2条中「書面をもって」を削る。

第6条中「任命権者が」を「任命権者は、」に、「人事委員会に送付しなければならない」を「添えて人事委員会にその旨を通知しなければならない」に改める。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の一部改正）

第20条 職員の懲戒の手續及び効果に関する規則（北海道人事委員会規則11-4）の一部を次のように改正する。

第2条中「、職員」を「職員」に改め、「書面をもって」を削る。

第5条中「人事委員会に」の次に「その旨」を加える。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正）

第21条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（北海道人事委員会規則11-16）の一部を次のように改正する。

第1条中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害（以下「災害」という。）に対する補償の審査の請求」を「同項に規定する審査の請求（以下「審査の請求」という。）」に改める。

第2条第1項中「法第5条第1項の規定による」を削り、「正副各1通」を「正副2通」に改め、同条第2項第1号中「住所及び請求者と災害」を「生年月日、住所、文書の送達を受けるべき場所、郵便番号、電話番号（ファクシミリの番号を含む。以下同じ。）、電子メールアドレス及び請求者と法第2条に規定する公務上の災害（以下「災害」という。）」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「当局」の次に「（当該補償について権限を有する地方公共団体の機関をいう。）」を加え、同号を同項第3号とし、同項中第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同条第4項中「審査請求書の記載事項」を「第2項第1号又は前項の規定により審査請求書に記載した事項」に改め、「書面」の次に「又

は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 審査の請求は、代理人によってすることができる。この場合においては、審査請求書には第2項に掲げる事項のほか、代理人の氏名、住所、職業、文書の送達を受けるべき場所、郵便番号、電話番号及び電子メールアドレスを記載し、請求者の記名に加え、当該代理人が記名するとともに、代理人の資格を証明する書面を審査請求書に添付しなければならない。

第2条に次の1項を加える。

6 前各項に定めるもののほか、審査の請求の手続については、不利益処分についての審査請求に関する規則（北海道人事委員会規則11－17）の規定の例による。

第3条中「定めるものを除く」を「定めるものの」に改める。

（不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正）

第22条 不利益処分についての審査請求に関する規則（北海道人事委員会規則11－17）の一部を次のように改正する。

第1章の前に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 審査請求（第3条－第13条）

第3章 代表者及び代理人（第14条－第16条）

第4章 審理長及び受命審理員（第17条－第19条）

第5章 口頭審理

第1節 審理の手続（第20条－第33条）

第2節 証拠調べ（第34条－第51条）

第6章 審尋審理（第52条－第55条）

第7章 調書（第56条・第57条）

第8章 裁決（第58条－第61条）

第9章 再審（第62条－第66条）

第10章 雑則（第67条－第69条）

第11章 補則（第70条）

附則

第1条中「審査請求」の次に「（以下「審査請求」という。）」を加える。

第2条第2号中「法第49条の2第1項の規定による」を削る。

第3条第1項中「正副各1通」を「正副2通」に改め、同項第1号中「及び電話番号」を「、電話番号」に改め、「同じ。」の次に「及び電子メールアドレス」を加え、同項第

7号中「に規定する処分説明書」を「の説明書」に改め、同項第10号中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条第5項中「及び電話番号」を「、電話番号及び電子メールアドレス」に、「記名押印する」を「記名する」に改め、同条第6項中「書面」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（以下「書面等」という。）」を加える。

第5条を削る。

第6条第1項中「第4条」を「前条」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「ものとし」を「とともに処分者に審査請求書の副本を送付するものとし」に、「及び第5条の規定により副本を送付した処分者」を「（次条の規定により当該審査請求を却下すべきものと決定したときは、当事者）」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に、「同条」を「同項後段」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第3項中「あてて」を「宛てて」に改め、同条を第9条とする。

第11条第2項中「書面」を「書面等」に改め、同条第4項中「審査請求」の次に「（第5条第1項の規定により受理したものに限る。）」を加え、同条を第10条とする。

第12条中「書面」を「書面等」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「書面」を「書面等」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第1項中「1人」を「1名」に改め、同条第2項中「書面」を「書面等」に改め、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 人事委員会は、併合に係る請求者が代表者を選任しない場合において、必要があると認めるときは、当該併合に係る請求者に対し、代表者1名を選任するよう命じることができる。

第3章中第15条を第14条とする。

第16条第2項中「選任し、又は解任した」を「選任した」に、「及び電話番号」を「、電話番号及び電子メールアドレス」に改め、同条中第7項を第10項とし、第6項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 当事者は、第1項の規定により代理人を解任したときは、書面等で、人事委員会に、その者の氏名を届け出なければならない。

第16条第5項中「委任状その他特別の委任の内容を証明した書面により、人事委員会に届け出なければならない」を「書面でその旨を人事委員会に届け出なければならない。この場合において、届出書には、委任状その他特別の委任又はその撤回の内容を証明する書面を添付しなければならない」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「及び副主任代理人1名を選任して、これを人事委員会に届け出なければならない」を「を選任しなければならない」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 当事者は、前項の規定により主任代理人を選任したときは、書面等で、人事委員会に、その旨を届け出なければならない。届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。

第16条第3項中「前項」を「第2項」に、「書面」を「書面等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による届出書には、代理人の資格を証明する書面を添付しなければならない。

第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

第4章中第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

第5章第1節中第21条を第20条とする。

第22条第2項中「書面」を「書面等」に改め、同条を第21条とし、第23条を第22条とする。

第24条第2項中「書面」を「書面等」に改め、同条を第23条とする。

第25条第2項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面等」に改め、同条を第24条とする。

第26条第2項中「正副各1通ずつ」を「正副2通」に改め、同条を第25条とする。

第27条第2項中「前条第1項ただし書、第2項、第3項及び第4項」を「前条（第1項本文を除く。）」に改め、同条を第26条とし、第28条を第27条とする。

第29条中「第26条又は第27条」を「第25条又は第26条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第25条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する書面について準用する。

第29条を第28条とする。

第30条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条を第29条とし、第31条を第30条とする。

第32条第2項中「第26条から第29条まで」を「第25条から第28条まで」に、「第37条、第40条」を「第36条、第39条」に改め、同条を第31条とし、第33条を第32条とし、第34条を第33条とする。

第5章第2節中第35条を第34条とする。

第36条中「第31条又は第32条」を「第30条又は第31条」に改め、同条を第35条とする。

第37条第3項中「正副各1通」を「正副2通」に改め、同条を第36条とする。

第38条中「第40条」を「第39条」に改め、同条を第37条とし、第39条を第38条とする。

第40条第1項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第39条とし、第41条を第40条とする。

第42条第2項中「署名押印して」を「署名して」に改め、同条を第41条とし、第43条を第42条とし、第44条を第43条とし、第44条の2を第44条とする。

第45条第3項中「署名又は記名押印し、かつ、」を「署名するとともに、当該証人が署名した」に改める。

第46条中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改める。

第47条中「第42条」を「第41条」に、「第43条」を「第42条」に改める。

第51条第1項中「第24条第1項」を「第23条第1項」に改める。

第52条第1項中「第22条第1項」を「第21条第1項」に改める。

第55条中「第24条から第28条まで、第33条、第34条」を「第23条から第27条まで、第32条、第33条」に、「第36条、第43条、第44条の2」を「第35条、第42条、第44条」に、「第25条第1項」を「第24条第1項」に、「第33条中」を「第32条中」に改める。

第56条第2項第2号中「代理人」の次に「並びに第53条第1項に規定する関係者」を加え、同項第6号中「第44条の2第1項」を「第44条第1項」に改める。

第58条第2項に次の1号を加える。

(5) 裁決の年月日

第60条に後段として次のように加える。

この場合において、当事者に対し第62条第1項の規定により再審の請求をすることができる旨を併せて通知するものとする。

第62条第4項中「正副各1通」を「正副2通」に改める。

第66条中「第8章」の次に「（第60条後段を除く。）」を加え、「第6条第1項第2号」を「第5条第1項第2号」に改める。

第69条中「定めるものを除く」を「定めるものの」に改め、同条を第70条とする。

第10章中第68条を第69条とし、第67条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の送付）

第68条 この規則の規定により電磁的記録の送付を行う場合にあっては、当該電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行わなければならない。

（退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部改正）

第23条 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則（北海道人事委員会規則11-22）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「条例第18条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第2項中「意見陳述の機会」を「口頭で意見を述べる機会（以下「口頭意見陳述」という。）」に改める。

第4条を次のように改める。

（口頭で意見を述べる旨の申立て）

第4条 条例第18条第2項の申立ては、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（以下「書面等」という。）でしなければならない。

(1) 条例第18条第2項の申立てをした者（以下「申立人」という。）の氏名、生年月日、

住所、文書の送達を受けるべき場所、郵便番号、電話番号（ファクシミリの番号を含む。以下同じ。）及び電子メールアドレス

- (2) 職員であった者の氏名、生年月日、退職年月日及び申立人との関係
- (3) 受けることとなる処分の種類及び内容
- (4) 口頭意見陳述の公開又は非公開の別
- (5) 前条第2項の規定により、口頭意見陳述の期日への出頭に代えて、陳述書等を提出する場合にあっては、その理由

第5条第1項中「口頭で意見を述べる機会（以下「口頭意見陳述」という。）」を「口頭意見陳述」に、「当該申立てをした者（以下「申立人」という。）」を「申立人」に改める。

第6条第1項中「、別記第2号様式により」を削り、同条第2項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面等」に改める。

第7条第1項中「口頭意見陳述」を「条例第18条第2項」に改め、同条第2項中「別記第3号様式により」を「書面等で」に改め、同項ただし書中「申立人」の次に「又はその代理人」を加える。

第8条第2項を次のように改める。

2 申立人は、前項の規定により代理人を選任したときは、書面で、人事委員会に、その者の氏名、住所、職業、文書の送達を受けるべき場所、郵便番号、電話番号及び電子メールアドレスを届け出なければならない。

第8条中第7項を第9項とし、第6項を削り、同条第5項中「別記第6号様式に委任状その他特別の委任の内容を証明した書面を添付して、人事委員会に届け出なければならない」を「書面でその旨を人事委員会に届け出なければならない。この場合において、届出書には、委任状その他特別の委任又はその撤回の内容を証明する書面を添付しなければならない」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 申立人は、第1項の規定により代理人を解任したときは、書面等で、人事委員会に、その者の氏名を届け出なければならない。

第8条第4項中「及び副主任代理人1名を選任して、人事委員会に届け出なければならない」を「を選任しなければならない」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 申立人は、前項の規定により主任代理人を選任したときは、書面等で、人事委員会に、その旨を届け出なければならない。届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。

第8条第3項中「前項」を「第2項」に、「別記第5号様式により」を「書面等で」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による届出書には、代理人の資格を証明する書面を添付しなければならない。

第9条第1項中「当事者」を「申立人」に改め、同項ただし書中「申立ての取下げ」を「第7条第1項の規定による撤回」に改める。

第10条第1項中「郵送又は」を「使送又は郵送若しくは」に改める。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1項を加える。

（電磁的記録の送付）

第11条 この規則の規定により電磁的記録の送付を行う場合にあっては、当該電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行わなければならない。

別記第1号様式から別記第7号様式までを削る。

（職員からの苦情相談に関する規則の一部改正）

第24条 職員からの苦情相談に関する規則（北海道人事委員会規則20-0）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「及び第4条第1項」を「、第4条第1項及び第8条」に改める。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による苦情相談は、当該苦情相談に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第3条第1項中「人事委員会は、」を削り、「人事委員会事務局総務審査課の職員のうちから、」を「人事委員会に」に、「指名する」を「置き、人事委員会事務局総務審査課の職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）をもって充てる」に改める。

第4条第3項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に、「勤務条件に関する措置の要求規則（北海道人事委員会規則11-0）に基づく措置の要求が受理された」を「勤務条件についての措置の要求に関する規則（北海道人事委員会規則11-26）第5条の規定による受理がされた」に改める。

（北海道職員の退職管理に関する規則の一部改正）

第25条 北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23-0）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請書の提出は、当該申請書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して

行うことができる。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による書面の提出は、当該書面に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

第24条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による届出は、当該届出に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
- 3 第17条の規定による廃止前の北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式の例外等に関する規則（以下この項において「例外規則」という。）第2条の規定に基づきこの規則の施行の日前に人事委員会の承認を得て定めた様式（例外規則附則第2項の規定により例外規則第2条の承認を受けたものとみなされた様式を含む。）は、なおその効力を有する。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1422

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-27）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項及び第2項中「第6条」を「第7条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(漁業取締業務手当)

第2条の3 条例第6条に規定する人事委員会規則で定める漁業の取締業務は、当該業務において武器等による攻撃又は武器等を用いた威嚇を受けた場合その他人事委員会が認める漁業の取締業務とする。

第7条第1項中「第1項」を「第2項」に改め、同項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 試験飛行のための業務

第7条第2項中「第2項」を「第3項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第2条の3の規定は、令和3年2月1日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1423

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表本庁の項中「危機管理監」を「危機管理監
次世代社会戦略監」に、「アイヌ政策監」

「アイヌ政策監
を 新型コロナウイルス感染症 に、
対策監 」

「総括普及指導員」を「総括普及指導員
デジタル化推進幹」に改め、同表総合振興局及び振興局の項中「建

設管理部出張所総合治水事務所長」を削り、同表精神保健福祉センターの項中「事務長
部長 」を

「次長
課長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1424

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7-357）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「、又は派遣」を「、派遣」に改め、「復職をし」の次に「、又は

採用をされ」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 採用（前項各号に掲げる事由による採用を除く。）をされたことにより、特地部局又は準特地部局に在勤することとなった職員で、当該部局に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

第6条第3項第1号中「又は前項第1号」を「前項第1号又は第2号」に、「又は休職」を「休職」に改め、「復職をした日」の次に「又は採用をされた日」を加え、同項第3号中「第2号」を「第3号」に、「又は休職」を「休職」に改め、「復職をした日」の次に「又は採用をされた日」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員（施行日にこの規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条に規定する特地部局又は改正後の規則第5条第1項第1号に規定する準特地部局に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員を除く。）であって、改正後の規則第6条第2項第2号に掲げる職員として要件を具備することとなるものについては、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第12条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第14条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。
- 3 前項の職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員が同項に規定する要件を具備することとなった日から改正後の規則第6条第3項第1号又は第3号の規定により改正後の規則第5条の規定による特地勤務手当に準ずる手当が支給されていたものとした場合に施行日以降支給されることとなる期間及び額とする。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1425

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7－405）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表5級の部中「建設管理部出張所総合治水事務所長」及び「精神保健福祉センター庶務課長、精神保健福祉センター副部長」を削り、同表6級の部中「又は職業訓練指導主事」を「職業訓練指導主事又はデジタル化推進幹」に改め、同表7級の部中「精

神保健福祉センター事務長」を「精神保健福祉センター次長」に改め、同表9級の部中「危機管理監」の次に「次世代社会戦略監」を、「アイヌ政策監」の次に「新型コロナウイルス感染症対策監」を加える。

別表第1カの表4級の部中「課長補佐」を「主幹」に改める。

別表第1キの表3級の部中「精神保健福祉センター部長」を「精神保健福祉センター課長」に改める。

別表第1クの表7級の部中「早来食肉衛生検査所次長」の次に「東藻琴食肉衛生検査所次長」を加える。

別表第1ケの表6級の部中「精神保健福祉センター副部長」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則14－79

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「危機管理監」を「危機管理監 次世代社会戦略監」に、「アイヌ政策監」を「アイヌ政策監 新型コロナウイルス感染症対策監」に、「独立行政法人課」を「大学法人課」に改め、「及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構」を削り、「首席文書専門員」を「科学技術振興課の地方独立行政法人北海道立総合研究機構への派遣職員の人事に係る事務を担当する総括主査等 首席文書専門員」に改め、同部総合振興局の項中「の企画総務課長、健康推進課長、生活衛生課長、試験検査課長及び食肉検査課長」を「の課長及び健康推進課主幹」に、「企画総務課長、健康推進課長、生活衛生課長、試験検査課長及び食肉検査課長」を「及び課長」に、「次長、課長及び」を「課長及び」に、「施設保全室長 総合治水事務所長」を「施設保全室長」に改め、同部振興局の項中「の企画総務課長、健康推進課長及び生活衛生課長」を「の課長及び健康推進課主幹」に、「企画総務課長、健康推進課長及び生活衛生課長」を「課長及び健康推進課主幹」に改め、同部精神保健福祉センターの項中「事務長 部長」を「次長 課長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布

する。 令和３年３月31日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則16－37 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－１）の一部を次のように改正する。 別表第１中17の項を削り、18の項を17の項とし、19の項を18の項とし、20の項を19の項とする。 附 則 この規則は、令和３年４月１日から施行する。 北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和３年３月31日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則17－16 北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則17－０）の一部を次のように改正する。 第７条を削り、第８条を第７条とする。 附 則 この規則は、令和３年４月１日から施行する。 北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和３年３月31日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則23－７ 北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23－０）の一部を次のように改正する。 別表知事部局の項中「知事室長」を「知事室長 次世代社会戦略監」に、「アイヌ政策監」を「アイヌ政策監 新型コロナウイルス感染症対策監」に改める。 附 則 この規則は、令和３年４月１日から施行する。	<table><tr><th colspan="2">道 人 事 委 員 会 訓 令</th></tr><tr><td colspan="2">北海道人事委員会訓令第１号</td></tr><tr><td colspan="2">庁 中 一 般</td></tr><tr><td colspan="2">北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</td></tr><tr><td colspan="2">令和３年３月31日</td></tr><tr><td colspan="2">北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知</td></tr><tr><td colspan="2">北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令</td></tr><tr><td colspan="2">北海道人事委員会事務局文書管理規程（平成10年北海道人事委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。</td></tr><tr><td colspan="2">第14条中第３号を削り、第４号を第３号とする。</td></tr><tr><td colspan="2">附 則</td></tr><tr><td colspan="2">この訓令は、令和３年４月１日から施行する。</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr><tr><td colspan="2">北海道人事委員会訓令第２号</td></tr><tr><td colspan="2">庁 中 一 般</td></tr><tr><td colspan="2">北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</td></tr><tr><td colspan="2">令和３年３月31日</td></tr><tr><td colspan="2">北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知</td></tr><tr><td colspan="2">北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令</td></tr><tr><td colspan="2">北海道人事委員会事務決裁規程（平成20年北海道人事委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。</td></tr><tr><td colspan="2">別表第３課長の共通専決事項第２号中「定める通知の規定」を「の定め」に改め、同表中</td></tr><tr><td colspan="2">「</td></tr><tr><td>3</td><td>外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第１号）第９条第２項の規定に基づき、職員の派遣状況に係る報告を受理すること。</td></tr><tr><td colspan="2">給与課長専決事項</td></tr><tr><td>1</td><td>北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式の例外等に関する規則（北海道人事委員会規則７－1186）第２条の規定に基づき、様式について承認すること。</td></tr><tr><td colspan="2">」</td></tr><tr><td colspan="2">を</td></tr><tr><td colspan="2">「</td></tr><tr><td>3</td><td>外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第１号）第９条第２項の規定に基づき、職員の派遣状況に係</td></tr></table>	道 人 事 委 員 会 訓 令		北海道人事委員会訓令第１号		庁 中 一 般		北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。		令和３年３月31日		北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知		北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令		北海道人事委員会事務局文書管理規程（平成10年北海道人事委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。		第14条中第３号を削り、第４号を第３号とする。		附 則		この訓令は、令和３年４月１日から施行する。				北海道人事委員会訓令第２号		庁 中 一 般		北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。		令和３年３月31日		北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知		北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令		北海道人事委員会事務決裁規程（平成20年北海道人事委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。		別表第３課長の共通専決事項第２号中「定める通知の規定」を「の定め」に改め、同表中		「		3	外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第１号）第９条第２項の規定に基づき、職員の派遣状況に係る報告を受理すること。	給与課長専決事項		1	北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式の例外等に関する規則（北海道人事委員会規則７－1186）第２条の規定に基づき、様式について承認すること。	」		を		「		3	外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第１号）第９条第２項の規定に基づき、職員の派遣状況に係
道 人 事 委 員 会 訓 令																																																									
北海道人事委員会訓令第１号																																																									
庁 中 一 般																																																									
北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。																																																									
令和３年３月31日																																																									
北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知																																																									
北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令																																																									
北海道人事委員会事務局文書管理規程（平成10年北海道人事委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。																																																									
第14条中第３号を削り、第４号を第３号とする。																																																									
附 則																																																									
この訓令は、令和３年４月１日から施行する。																																																									
北海道人事委員会訓令第２号																																																									
庁 中 一 般																																																									
北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。																																																									
令和３年３月31日																																																									
北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知																																																									
北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令																																																									
北海道人事委員会事務決裁規程（平成20年北海道人事委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。																																																									
別表第３課長の共通専決事項第２号中「定める通知の規定」を「の定め」に改め、同表中																																																									
「																																																									
3	外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第１号）第９条第２項の規定に基づき、職員の派遣状況に係る報告を受理すること。																																																								
給与課長専決事項																																																									
1	北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式の例外等に関する規則（北海道人事委員会規則７－1186）第２条の規定に基づき、様式について承認すること。																																																								
」																																																									
を																																																									
「																																																									
3	外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第１号）第９条第２項の規定に基づき、職員の派遣状況に係																																																								

る報告を受理すること。

に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第3号

平成27年北海道人事委員会告示第11号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

日高振興局の項中

「

えりも町字東洋

東洋小学校

2

」

を削り、渡

島総合振興局の項中

「

函館市弁才町

日新小学校

1

及び

函館市泊町

日新中学校

1

」

「

八雲町山崎

山崎小学校

1

」

を削り、宗

谷総合振興局の項中

「

枝幸町乙忠部

乙忠部小学校

3

」

を削り、オ

ホーツク総合振興局の項中

「

遠軽町瀬戸瀬東町

瀬戸瀬小学校

2

」

を削り、

「

滝上町字滝ノ上原野1線

滝上中学校

1

」

を

「

滝上町字サクルー原野基線

滝上中学校

2

」

に、「東藻琴

高等学校」を「大空高等学校」に改め、十勝総合振興局の項中

「

音更町字南中音更北4線

南中音更小学校

1

」

を削り、釧

路総合振興局の項中

「

釧路市阿寒町阿寒湖温泉5丁目

阿寒湖小学校

3

」

を削り、「阿

寒湖中学校」を「阿寒湖義務教育学校」に改め、

「

弟子屈町字鎧別

奥春別小学校

1

」

を削る。

北海道人事委員会告示第4号

平成27年北海道人事委員会告示第13号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

空知総合振興局の項中

「

歌志内市字東光

歌志内小学校

」

を削る。

北海道人事委員会告示第5号

平成28年北海道人事委員会告示第6号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

アの表日高振興局の項中

「

新ひだか町静内ときわ町4丁目

胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所静内総合治水事務所

」

を

削る。

イの表札幌の項中

「

芦別市新城町

芦別警察署新城駐在所

」

を

削る。

北海道人事委員会告示第6号

昭和36年北海道人事委員会告示第11号（勤務条件に関する措置の要求規則による審査等に関する様式の指定）は、廃止する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会告示第7号

昭和61年北海道人事委員会告示第1号（職員の任用の方法及び手続に関する規則施行規程）は、廃止する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会告示第8号

平成6年北海道人事委員会告示第13号（聴聞の手続に必要な申請書等の様式）は、廃止する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会告示第9号

平成15年北海道人事委員会告示第2号（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則による審査の請求の手続に必要な審査請求書その他の書面の様式の指定）は、廃止する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会告示第10号

平成15年北海道人事委員会告示第13号（不利益処分についての審査請求に関する規則による審査請求の手続に必要な書面の様式の指定）は、廃止する。

令和3年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知